

納期限が確定した贈与税額の通知書

第 _____ 号

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 殿

_____ 税務署長 

あなたが _____ 殿から贈与により取得した農地等の贈与税については、租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により、納期限が延長されていましたが、次のとおりその納期限が確定しましたので通知します。

- 1 納期限が延長されていた贈与税の額..... _____ 円
- 2 納期限が確定した贈与税の額..... _____ 円
- 3 引き続き納期限が延長される贈与税の額..... _____ 円
- 4 納期限が確定した贈与税の額の納期限..... 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 納期限が確定した理由

納期限が確定した贈与税の額 _____ 円は、同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

（通知用）

納期限が確定した贈与税額の通知書

使用目的

この通知書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号による改正前の措法第70条の4第1項の規定により、納期限が延長されていた農地等に係る贈与税額の全部又は一部の納期限が確定した場合（農地等の贈与者の死亡により納期限が確定した場合及び措法第70条の4第7項若しくは通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われたことにより納期限が確定した場合を除く。）において、その納期限が確定した贈与税の額、確定した納期限等を納税者に通知するために使用するものである。

（注）措法第70条の4第7項又は通法第38条の規定により納期限の繰上げが行われた場合には、それぞれの規定によりその旨を通知することになっている。